

令和 6 年 5 月 24 日
老高発 0524 第 2 号
国住心第 47 号

一般社団法人高齢者住宅協会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局安心居住推進課長
(公 印 省 略)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に基づく 公示のオンライン化について（通知）

平素より福祉政策及び住宅政策の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、書面掲示規制等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間(令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間)に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。さらに、「規制改革実施計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)においても、「書面掲示に係る規制の見直し」について「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

これを受け、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号)第 19 条に基づく登録事項の公示について、下記のとおり運用を整理したので通知いたします。

なお、貴協会会員に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

書面掲示に係る規制のうち、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 19 条に基づく登録事項の公示については、現行規定においてもインターネットの利用が例示され、デジタル技術を活用した方法による実施が可能となっているところであるが、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を基本とすること。

以上

(参考資料)

- ・ デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）
- ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）
- ・ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

(参照条文)

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）（抄）

（登録事項の公示方法）

第十九条 法第十六条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（抄）

（登録事項の公示）

第十六条 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。